

令和6年第6回土佐町農業委員会

- 1.開催日時 令和6年7月26日 午前9時00分～11時30分
- 2.開催場所 土佐町役場2階会議室
- 3.出席委員 (8名)
 - 1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・・7 西村園・10 細川盛次・
 - 11 近藤秀幸・12 西村美佐江・13 澤田順一・14 川村耕貴
- 4.欠席委員 (6名) 4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎・8 和田勇・9 西村尚・11 近藤秀幸
- 5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂・川田書加
- 6.議事日程
 - 議案審議
 - 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 非農地証明について
 - その他

7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は4番 宮本務委員5番 窪内一雄委員6番 仁井田亮一郎委員8番 和田勇委員9番西村尚委員11番 近藤秀幸委員の6名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会 長:おはようございます。令和6年第6回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。7番 西村園 委員、10番 細川盛次 委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案 農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。

事務局:【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、第2号議案、非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局:第2号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は2件の申請がありましたので、説明します。

事務局:【内容説明】

川村委員:補足します。現況は違いますが、地目は畑でして、農地を転売したいということで農業委員

会に提出する前に申請人の親戚の方から相談を受けて見に行きました。サクランボを栽培していた土地はコンクリートになっていました。コンクリートだと農地の売買としてどうなのか事務局に相談した上で判断しました。

会 長:この件について質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:【内容説明】

会 長:この件について質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願いします。

事務局:農地パトロールについて説明

事務局:タブレット説明会の日程調整

事務局:伊勢川山の現地確認について説明

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は8月28日、水曜日、9時から開催します。

会 長:それでは以上で第6回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地 数一

議事録署名委員

細川 盛次

議事録署名委員

西村 園